



鳥取県土木工事共通仕様書のうちレデーミクストコンクリートの使用に係る取扱いについて（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成3年2月8日

発管第282号
平成3年2月8日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所殿

土木部長

鳥取県土木工事共通仕様書のうちレデーミクストコンクリートの使用に係る取扱いについて（通知）

このことについては、平成2年3月29日付発管第244号で通知しましたが、JIS表示許可工場における取扱いについて下記のとおりとしたので、適切に処理してください。

記

- 1 《要領1》（3）適用に（3）を追加する。
（3）生コン工場が、年度途中で日本工業規格表示許可を取得した場合、
《要領1》（1）に準じて承諾を得ることとする。
なお、有効期限については、次年度の提出時期までとする。